

# 平成 28 年度 行政庁との意見交換会を開催

去る 8 月 3 日（水）、平成 28 年度中国土木施工管理技士会連合会「通常総会」及び「行政庁との意見交換会」をメルパーク広島にて開催しました。通常総会では、行政庁との意見交換会へ提出する議題について及び全国技士会連合会への要望について協議し、意見交換会では、中国地方整備局及び各県行政庁に対する要望について意見交換を行いました。各県技士会より要望した事項及びその回答について報告します。

## 平成 28 年度 中国土木施工管理技士会連合会「通常総会」

### 1. 出席者

（来賓）

（一社）全国土木施工管理技士会連合会 2 名

会長，専務理事

（中国土木施工管理技士会連合会）

中国 5 県技士会 30 名

会長，副会長，専務理事，事務局長

### 2. 協議事項

(1) 行政庁との意見交換会へ提出する議題について

(2) 全国土木施工管理技士会連合会への要望について

① 地方技士会会長表彰受賞者への CPDS 評価について

② 全国技士会連合会の理事会，各委員会議事録等の掲載について

(3) その他各県技士会との情報交換等

① 加入促進のための取り組みについて

② 中国技士会連合会及び全国技士会連合会の役員就任年度一覧表について

## 1. 出席者

### (行政庁)

国土交通省中国地方整備局 8名

局長, 副局長, 企画部長, 技術調整管理官, 技術開発調整官, 技術管理課長, 技術管理課 課長補佐

中国 5 県土木関係部局 5名

鳥取県 県土整備部 技術企画課長

島根県 土木部 技術管理課長

岡山県 土木部 技術管理課長

広島県 土木建築局 技術企画課技術管理担当監

山口県 土木建築部 技術管理課長

### (来賓)

(一社)全国土木施工管理技士会連合会 2名

会長, 専務理事

### (中国土木施工管理技士会連合会)

中国 5 県技士会 31名

会長, 副会長, 専務理事, 事務局長

## 2. 意見交換 議事録

### 2-1 国土交通省中国地方整備局への要望

#### 法令・制度・建設産業の振興に関すること

##### 1 担い手の確保育成と労働環境の改善について (岡山県技士会)

危機感が高まっている建設業の人材不足への問題解決に向けて様々な施策を実施されていますが、建設業界の労働条件は悪化の一途をたどっており、求人を出しても応募がないなど、建設業界の安定した労働環境の整備が必須だと思われます。

モデル工事の実施を打ち出されているところですが、完全週休2日制を達成可能な工期設定をした工事の発注、社会保険未加入対策の更なる徹底など労働環境の改善を図る対策をお願い致します。

#### (中国地方整備局回答)

担い手の確保育成と労働環境の改善についてでございますが、お手元に中国地方整備局の資料を配付させていただいています。こちらの 31 ページに、週休2日の昨年度の実施結果を整理しています。

中国地整では、昨年度、週休2日制を確実に実施する試行工事を実施したところでございます。維持修繕系の工事が中心になっていますが、9社からご協力を得て行ったものでございます。この資料にございますように、元請は全ての社に参加いただきましたが、下請企業においては一部実施できなかったということ

# 週休2日制を確実に実施する試行工事 (H27試行結果)

## ■河川道路区分

河川	1 工事
道路	8 工事
計	9 工事

## ■現道区分

現道	8 工事
現道以外	1 工事
計	9 工事

## ■工事区分

排水機場	1 工事
舗装修繕	2 工事
道路維持	2 工事
電線共同溝	3 工事
トンネル補修	1 工事
計	9 工事

## ■週休2日制の実施状況(全期間)

元請	9社全社で実施	実施率	100%
下請	21社中12社で実施	実施率	57%

## ■週休2日の取得状況

(休暇(振替)日数/週休2日とした場合の休日数)

元請(9社)	取得率	100%
下請(21社)	取得率	93%

## ■下請 21社の取得率の内訳

100%	12 工事
90~99%	3 工事
80~89%	2 工事
70~79%	1 工事
60~69%	2 工事
50~59%	1 工事
50%以下	0 工事
計	21 工事

全社(30社) 取得率 95%

## ①実施に当たり留意した事項

- ・警察協議により、平日夜間のみの施工とした
- ・会社、下請に理解して貰った(給与変化なし)
- ・作業班を増員し、雨天による休工を月2日見込み、工程を管理
- ・元請(直営作業班)は日給制社員を月給制に変更
- ・早期着手のため設計を外注(設計付き発注工事)
- ・周辺店舗と施工時期、時間帯の詳細調整

## ②実施のメリット

- ・土・日・祝日の現道の作業効率が悪くそれが緩和された
- ・2日間連続で休養ができ、体調管理できた

## ③実施への課題

- ・工期に余裕が必要
- ・日給月給の作業員には生活に必要な賃金の支給が必要
- ・周辺住民の理解が必要
- ・下請企業は他現場で作業を行う場合がある
- ・下請との単価等の価格調整が必要
- ・国交省工事では開通の決まっている新設道路工事等以外では概ね行っているが、民間工事においては休日施工を行い振り替え休日の取得もままならない状態。

31

でございますが、実施できなかった社も含めて休日の取得率が 95%という、非常に高い実施をしていたというところでございます。今年度は、その他一般土木も含めまして幅広く試行を行っていきたいと考えています。週休2日が可能な工種ですとか、或いは条件等について実施いただいて、ヒアリング等を行いながら拡大に努めて行きたいと考えています。

ご指摘の週休2日を実施するための適正な工期の設定というご提案でございますが、これにつきましては、工種毎に準備期間にかなりばらつきがあるということが解りまして、今年度、準備期間の実態を調べているところでございます。工種毎にそういったものが明らかになりますと、それを取組んだ形で、実施して行きたいと考えているところでございます。

もう一点、社会保険の未加入対策につきましては、先程の資料の 29 ページをお開きください。このページの上の方、目標のところに記載がありますように、来年度を目途として、許可業者の企業単位でございますが、100%の加入に向けて取り組むということで、下段に記載の5点を大きな柱として取組みをしているところでございます。

直轄工事につきましては、昨年の8月1日以降、公告を行ったものから全て未加入業者との一次下請締結の禁止、それから、二次以下の下請についても未加入の場合は通報させていただいて指導を行うという取組を行っているところでございます。

また、現場におきまして、施工段階ですとか検査の段階で、施工体制台帳を通じて、そのあたりの確認指導の強化を行っているところでございます。

引き続き、建設業に携わられる労働者の方が安心して働けるような社会保険の加入について、徹底を図って参りたいと考えています。



# 建設業における社会保険未加入対策(今までの主な取組)

中央建設業審議会「建設産業における社会保険加入の徹底について(提言)」(平成24年3月)

関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進めることで、

- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築 **を実現する必要がある**

## 目標

実施後5年(平成29年度)を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す

### 1. 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進

- **社会保険未加入対策推進協議会の設置** (H24.5～)
  - ・建設業関係団体等84団体、学識経験者、行政(国交省、厚労省)により構成
  - ・社会保険未加入対策の取組について共有、周知

### 2. 行政によるチェック・指導

- **経営事項審査における減点幅の拡大** (H24.7～)
  - ・雇用保険、健康保険、厚生年金保険に未加入の場合の減点幅を拡大
- **許可更新時等の確認・指導** (H24.11～)
  - ・許可更新・経審・立入検査時に保険加入状況を確認・指導
  - ・立入検査時には元請企業の下請企業への指導状況も確認
  - ・指導に従わず未加入の企業は保険担当部局に通報

### 3. 直轄工事における対策

- **直轄工事における対策** (H26.8～段階的に実施)
  - ・元請企業及び一次下請企業を社会保険等加入企業に限定
  - ・二次以下の下請企業についても未加入企業の通報・加入指導を実施

### 4. 元請企業による下請企業への指導

- **下請指導ガイドライン(課長通知)** (H24.11～)
  - ・元請企業は、施工体制台帳・再下請通知書・作業員名簿等により下請企業や作業員の保険加入状況を確認・指導
  - ・遅くとも平成29年度以降は、
    - ①未加入企業を下請企業に選定しない
    - ②適切な保険に未加入の作業員は特段の理由が無い限り現場入場を認めない
  - との取扱いとすべき

### 5. 法定福利費の確保

- **直轄工事の予定価格への反映** (H24.4～)
  - ・事業主負担分及び本人負担分について、必要な法定福利費を予定価格に反映
- **法定福利費を内訳明示した見積書の活用** (H25.9～)
  - ・各専門工事業団体毎に、法定福利費を内訳明示した「標準見積書」を作成
  - ・下請企業から元請企業への標準見積書等の提出を一齐に開始
  - ・標準見積書等の提出を元請企業から下請企業に対する見積条件に明示することを申し合わせ (H27.1～)

29

## 2 土木施工管理技士の受験資格要件の緩和について (広島県技士会)

土木施工管理技士の資格取得のハードルを下げ、そのことによる技術の未熟な点は資格取得後の現場でのフォローアップとCPDS教育を徹底して行うことを義務付けて補う制度にさせていただき、土木施工管理技士の資格を取りやすくしていただきたい。このことにより、多くの若い技術者に現場管理を経験させる場を作ることもでき、実績経験者をより多く育て、技術者不足を少しでも解消することができると思います。

土木系の大学や高校卒業者が建設業に魅力を感じてなく、土木系以外の学校卒業者の求人も辞さない現在、4～5年で実際に現場に就けるようにしないと建設技術者の処遇改善につながらないのではないのでしょうか。

### (中国地方整備局回答)

土木施工管理技士の資格要件の緩和についてのご提案でございます。

これにつきましては、資料の33ページにポンチ絵を記載しています。この模式図に現状と見直しということで、下の方に模式図がございますが、27年4月1日からの試験制度の運用の適正化を図るという観点から、技術検定に必要な実務経験を、従来は受験申込み時で計算していましたが、これを学科試験の前日まで算入できるということにしています。

まず、2級の合格者が1級受験する際に必要な実務経験につきましても、従前は合格証明書の交付日を起点としていたのですが、合格発表日を起点とするという見直しにより、実務経験の算定期間が大体半年以上、早期に受験ができるようになったというところでございます。

更に、今年度からは、34 ページに記載していますが、2級の学科試験が17歳以上であれば、高校在学中にも受験できることとなっています。一定の実務経験を経て身につけられた技術力を評価させていただいて、資格が与えられるという建設業法の趣旨をご理解いただきまして、引き続き現場での若手のフォローアップ等についてよろしくお願ひしたいと思います。

## 技術検定試験の早期受験と不正行為に対する罰則強化

国土交通省  
平成27年度から

○ 実務経験を計算する基準日を変更することで、実務経験を有するものは早期に受験可能とする

- 受験要件の実務経験を当該試験の学科試験前日まで計算できるように変更
- 2級合格者の実務経験は、合格発表日から計算できるように変更

注) 技術検定試験の日程は、平成26年度の土木施工管理技術検定の例

○ 受験の際の不正行為に対する罰則強化

【現 状】 合格の取り消しのみ

⇒ 【見直し】 不正の手段によって技術検定を受けた者は、合格の取り消しに加え、最長で三年間受験禁止とする

33

## 2級技術検定試験(施工管理技士試験)学科試験の早期受験

国土交通省  
平成28年度から

○ 全ての受験者に対し2級学科試験の受験に実務経験を不要とし、早期受験が可能

※学科試験合格者は、学科試験合格後11年以内の連続する2回の学科試験が免除されます。

34

**(広島県技士会)**

2級から1級への期間の短縮とか、申し込み時点の期間の短縮というようなことの情報をごいただきまして、ありがとうございます。

資料の34ページによりますと、普通高校卒の学生についても7年前倒しということ、高卒時点で2級の者が7年前倒しになりますと、それから2級が取れて、次に1級が取れるということになるのでしょうか。

**(中国地方整備局)**

学科試験の受験可能時期について、普通高校在学中に受講可能となり、7年前倒しとなります。

**(広島県技士会)**

実務経験は必要だということですか。

**(中国地方整備局)**

必要です。学科試験を受けられて、例えば、2級から1級を更に受けられるという場合は、指定学科以外の卒業後だとトータル11年となります。

**(広島県技士会)**

私共技士会の中でこのような要望があったのは、土木系の学生であれば、それなりに2級なり1級なりを受験します。ただ、土木系の学生が少なくなってきましたので、普通高卒の事務系で建設業へ入ってくる人達についても、担い手として活躍させるような状況にもなって参ります。そのような人達を、できるだけ早く技術者、監理技術者として活躍いただきたいという思いで、このような意見もあります。

そのようなことも含めまして、今後ご検討をいただければ幸いです。

**(中国地方整備局)**

普通高校在学中にも受験できることとなり、前倒しとなります。

**(議長:島根県技士会)**

この件につきましては、以前、10年必要であったものを8年まで引き下げてくださいいただいた経緯もございます。最近、業務環境が厳しくなっていることもありまして、いろいろお願いをしているところでございます。

どうぞ、よろしくお願ひ申し上げます。

**入札・契約に関すること**

**3 早期の現場着手と適正な工期設定について（岡山県、広島県、山口県技士会）**

改正品確法の「担い手の中長期的な育成・確保とそのための適正利潤の確保」という趣旨を踏まえ、処

遇改善, 休日の拡大を進める上では, 適正価格による契約や適正規模での発注, また, 適切な工期の設定と適格な工程管理が不可欠となります。

現状では, 設計図書は別途指示により施工するという概数発注, 或いは支障物件等の協議遅延, 関係機関・地元関係者との調整不足・未調整での発注があり, 受注者がこれらの資料作成や折衝を行うケースも多く見受けられ, このような場合は, 工事を受注したが着手できない, 或いは工期延期をせざるを得ないということになります。

また, 協力(下請負)業者が見つからない状態が生じる, 追加費用が発生する, 工期が足りなくなる(特に河川海岸工事では, 出水期の制約や気象(海象)条件により, さらに工期が厳しくなる)等の影響を受けます。

適正な利潤を確保するためには, 正確な設計図書, 適正な工期設定, 工期に関する条件明示などが必要です。これらを基に的確な工程管理が不可欠となります。

つきましては, 実際の現場条件などを考慮した正確な設計図書, 関係機関等との調整, 適正な工期設定, 工期に関する条件明示の徹底をお願いします。

#### (中国地方整備局回答)

早期の現場着手と適正な工期設定につきまして, 回答させていただきます。

施工条件明示につきましては, 工事の契約上, 極めて重要な事項であるという認識はしています。今年の3月に施工条件明示マニュアルを改定させていただいて, それを現場の事務所にも周知を図ったところでございます。

今回の改定の内容は, 施工条件の明示項目の一覧, 或いは解説, 具体的な事例, 工事毎のチェックリスト, そういったもので構成されていまして, 一連の流れ, 或いは条件明示の個々の確認もできるということで, 内容的には充実したということで, 適正で円滑な施工に寄与すると考えているところでございます。

また, 適正な工期設定につきましても, 先程申し上げましたが, 準備期間が工種毎にかなり違うということで, その調査を今行っているところでございます。

現在, ヒアリング調査等について監督職員を通じて行っていますので, そういったことがございましたらご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

できましたら, 今年の下半期から標準的な準備期間を工種毎に使い分けて設定し, 条件明示もさせていただこうという取組をする予定でございます。

それから, ご提案の中の適正な工程管理というキーワードもございましたが, これにつきましても, 従来からワンデーレスポンスですとかの取組をさせていただいているところですので, 引き続きこれを徹底して参りたいと思ひます。

#### (山口県技士会)

適切なお説明をいただきまして, 誠にありがとうございます。



これに関する1例を申しますと、受注した工事には設計コンサルさんがおられますが、設計照査がまだ十分できていなく、当初いただいた図面ですと施工が困難で、受注後に受注者が現地を再調査し、図面の見直し或いは設計の見直しまで踏み込んで行っている案件もございます。

本議題でお願いしている工事施工に関する準備の部分について徹底していただきたいということを、重ねてよろしくお願いしたいと思います。

#### (中国地方整備局)

指導徹底させていただきたいと思います。

正確な設計図書という部分だろうと思います。工事発注段階で概数になる、設計成果はあるが、それが現地と不一致な部分が非常に多いとかということで、ご迷惑をおかけしているのも重々承知しております。これにつきましても指導をさせていただいて、きちんと準備ができて発注にかかるという原則を守るように再度徹底して行きたいと思います。よろしくお願いします。

#### 4 現場担当技術者評価型総合評価落札方式の対象工事について (広島県技士会)

現在、この方式の対象工事は予定価格が3億円以上の工事のほか、工事難易度がⅢ以上の工事、工事内容を勘案して工事難易度がⅡの工事も対象となっており、工事内容によっては、予定価格が少額(1～2億円)な工事も対象となります。

予定価格が少額な工事の場合、現場担当技術者を配置すると現場管理費を大幅に圧迫しますので、この方式の対象は規模の大きな工事としていただきたいと思います。

#### (中国地方整備局回答)

総合評価の件につきまして、配布資料の42ページをご覧ください。

現場担当技術者評価型ということでの総合評価の発注方式を行っています。

この中では、ご提案にありますように3億円以上の工事、また工事難易度がⅢ以上の工事において施行するということと、それから括弧書きで記載していますが、工事内容を勘案致しまして、工事難易度のⅡで施行することも可能とするということとしていただいております。これにつきましては、平成24年の10月から試行運用を行っているところでございますが、現場担当技術者さんを複数名配置することによって品質確保、出来高管理、安全管理というものも高まるということで行っているところでございます。従いまして、可能とするところを少し幅広く読んで適用している部分もあろうかと思っております。

いろいろ議論があるわけですが、今日、建設業界においても担い手確保等いろいろ問題があるということは十分承知していますが、現場担当の技術者につきましては、特段の設定要件を求めていませんので、別の面で見れば、若手技術者の育成ですとか担い手育成の面においても、この方式については効果があるのではなかろうかというように思っている次第でございます。

ご要望の趣旨ですが、小規模等のものについては、やめていただきたいということだろうと思います。これ



につきまして、ご要望等の趣旨を踏まえまして、工事規模、工事難易度、地域状況等を勘案致しまして、試行ということで行って参りたいと思っております。

## 【多様な発注方式】現場担当技術者評価型

受注者が現場担当技術者を複数名配置することにより、現場における品質管理、出来形管理、安全管理等への関与を高め工事事故や粗雑工事の防止を含めた工事全体の品質確保を図ることを目的に”現場担当技術者評価型”をH24.10より試行。

### 1. 対象工事

予定価格が3億円以上の工事または、工事難易度がⅢ以上の工事において試行する。  
(工事内容を勘案し、工事難易度がⅡの工事でも試行することも可能とする。)

《選定フロー》

```

graph TD
    A[総合評価落札方式対象工事] --> B{予定価格が3億円以上  
又は、  
工事難易度がⅢ以上の  
工事である。}
    B -- YES --> C[現場担当技術者評価型  
総合評価落札方式]
    B -- NO --> D[その他の  
総合評価落札方式]
            
```

### 2. 評価項目の考え方

- ▶ 元請けとしての現場担当技術者の配置人数に着目し評価する。
- ▶ 現場代理人と主任(監理)技術者が兼務する場合は認めない(評価しない)。
- ▶ 評価対象となる担当技術者は、配置予定技術者(主任(監理)技術者)を専任で配置すべき期間と同じ期間の配置が可能であること。
- ▶ 企業の能力等の中で評価する。

### 3. 配点の考え方

評価項目			評価基準	配点
企業の 能力等	現場担 当技術 者の活 用	当該現場に おける現場 担当技術者 の配置予定 人数	現場担当技術者を2名以上の配置を予定している。	1.0点
			現場担当技術者を1名の配置を予定している。	0.5点
			配置予定なし。	0.0点

(広島県技士会)

地方の工事でございますが、そのような意見がございますのでご検討のほどよろしくお願い致します。

## 【設計・積算・工事の施工に関すること】

### 5 工事施工段階における適切な設計変更について (島根県, 岡山県技士会)

発注時の設計に現地調査不足による不備があり、これに伴う設計変更の必要があるという事例が多い現状があります。その中で、発注者が会計検査を懸念し、同一年度の他工事や隣接工事との整合がとれないといった理由により設計変更を認めていただけないことも多々あります。

建設業界の健全な発展のためにも、必要な設計変更を認めて円滑な施工ができる環境整備を、なお一層図っていただけるようお願いいたします。

また、設計変更において歩掛見積り等依頼される場合、特に自社施工中でない場合には、内容が漠然としていたり、特殊工法が含まれていたりしますので、適正な見積りができるように、詳細な条件を提示していただくようお願いいたします。

(中国地方整備局回答)

昨年の7月に設計変更ガイドラインを改定致しまして、適切な設計変更に努めるということに取り組んでいくところでございます。

ご指摘のような事案がないように、今後とも引き続き指導徹底して対応して参りたいと思っています。

また、歩掛見積りの条件がもう一つ明確でないというご指摘でございますが、これにつきましても、依頼の際には適正な見積りが提出いただけるように詳細な条件明示するようということで、徹底して参りたいと考えています。

#### (島根県技士会)

お願いしたいという内容でございますので、ご指導をよろしくお願いしたいと思います。

#### 6 三者会議の実施について（岡山県，広島県技士会）

工事の早期着工・品質向上のために、設計者の思想・発注者の思想を教えていただければ、手戻りなく工事を行えると思います。このためにも、施工計画作成前に設計者・発注者・受注者による三者会議を開催し協議していただきますようお願いいたします。

また、工事終了後も三者会議を実施することにより、工事の反省点や次施工への教訓等を発表することにより、建設技術者の技術レベル向上に役立てていただきたいと思います。

#### (中国地方整備局回答)

三者会議につきましては、現状は、橋梁、トンネル、樋門といった重要構造物の工事につきましては、全て実施するということとしていますが、それ以外の工事におきましても必要に応じて対象とできるということで、あくまでも現場で判断して行っていただければいいと考えています。

基本的に、三者会議は発注者が主体的に開催しまして、ご提案の中にもございますように、設計思想を引き継ぐというのが大きな目的でございます。

発注者が開催を發議し開催していますが、必要に応じて受注者の方からも發議いただいて協議したいと考えていますので、よろしくお願い致します。

#### (岡山県技士会)

三者会議ですが、今ご説明いただいたように、設計書を引き継ぐということで非常に重要でございますが、三者会議によって設計そのものがおかしいのではないかなというようなことも生じますので、その場合、その工法に対する設計変更というようなことも迅速に検討していただければと考えています。

それから、三者会議をせっかく最初を開いて、設計思想に関し、設計者、発注者、受注者で協議するわけでございますが、この設計思想が、はたして工事が終わった折によかったかどうか、施工がよかったかどうかということを検証するということは、施工管理技術者及び発注者の工事力アップに繋がると思いますので、最後にも設計者を含めて発注者、受注者の三者協議を開いたらどうかという提案でございます。

よろしくお願い致します。

## 7 間接工事費の補正について（島根県技士会）

間接工事費の補正については、山間僻地や離島が対象となっていますが、僻地の定義が、「人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区」とされ、限定的であります。

山間地においては、狭隘な場所への資材搬入等、地形的条件が厳しい現場が多々あることから、このような場合に受注者の負担が軽減するよう、間接費の補正による手当などの検討をお願いします。

### （中国地方整備局回答）

間接工事費の補正ですが、人事院規則の地域が非常に限定的だというご指摘でございます。これにつきましては、補正に当たりまして、施工地域ですとか施工現場、これらを十分に考慮して適用して行きたいと考えています。

積算基準の中では、山間僻地、人事院規則における地域と記載はしていますが、これに準ずる地域ということで、積算担当者が現場条件等を考慮して判断できる部分もございますので、そのあたりは、また現場の方にも指導して行きたいと思っておりますが、そういったことで運用は可能でございます。よろしくお願い致します。

### （島根県技士会）

背景の説明を少しさせていただきます。

島根県の西部で主に仕事をさせていただいていますが、平成25年に、先程ゲリラ豪雨というお話がありました。狭い地域に短時間に沢山の雨が降るということで、災害が発生しています。そういうわけですので、ほとんどが県であったり市町村の管轄の河川であったり、道路の被害が多かったというような災害でございました。

そのような際に、田舎の方は1車線しかないような道路を歩いて現場に行かなければ災害復旧工事ができない、大型車も入れないということで、特に市町村においては、変更設計をお願いしたいと思っております。そうした時に、歩掛の中で小型指定、例えば生コンの運搬だとかは歩掛なり単価があるので対応していただけますが、それ以外については、なかなか対応していただけなかったというのが現状でございました。

また、狭い道ですので、一度10t車で材料を持ってきて、そこからまた現場に小運搬で持って行って作業をするというような手間もかかりますが、なかなか変更の対象にならない状況です。

現状と致しまして、先程も言いましたが、特に市町村の方は、行政の方も200件、300件なりの工事件数で、数百万円から数千万円のものをごささなければならない状況です。業者の方もそれをやって行かなければならないということで、国の方でこの歩掛を検討して変更していただくというようなことができないだろうかということが、私共地方業者の希望でございます。

先程、運用を考慮して準ずる地域でということでありましたけれども、直轄の工事だけではなくて、市町村のところまで、こういう工事はそういう補正をしていいよというような形で運用ができないかな、と思っています。

市町村の担当者の方も、国で決まったルールであればそれに準じて変更もしていただけますし、特に災害などは補助事業であったりしますので、なかなか国に説明がつかないから変更しにくい、というようなお話も実際聞いたりしたことがありますので、直轄の工事どうこうということではなくて、日本全国の特に小さい自治体で困っていることということを踏まえていただきまして、国がルールを決めていただければ、そのように動くと思います。

市街地の方は直轄工事もあり、市街地補正していただいていますので、同じように現場での小運搬が必要であるとか、出来高が上がらないというのは、狭い道を通って行く現場も同様でございますので、逆の市街地補正といえますか、田舎補正を、もう少し使いやすい形で、日本全体で行っていただければ、先程のゲリラ豪雨への対応ということもできると思いますので、そのような指導をお願いする次第でございますので、よろしくお願い致します。

## 8 情報化施工活用工事について（島根県技士会）

盛土工における情報化施工活用工事において、当初設計に計上されている1日当たり施工量が大幅に下回り、他工区からの調達も困難となった場合など、結果として、情報化施工に必要な機械器具の損料負担額に大きな差異を生じる他、計画した工程にも大きな狂いが生じます。

今後、情報化施工活用工事が増えると聞いておりますが、施工規模や施工条件が情報化施工のスペックに合わない場合には、実施工に応じた機械器具の損料算定方法を採用、或いは、在来工法での施工に変更できるような制度を確立していただくようお願いいたします。

### （中国地方整備局回答）

情報化施工の活用工事につきまして、ご提案の趣旨は、1日当たりの施工量が上がらないということで、リース機械が遊び時間が長くて、非常に費用がかかるということかなと理解させていただきました。

ただ、路体の盛土工事につきましては、施工パッケージの積算基準となっていて、日当たり作業量の多少の上下がございまして、ある程度割りきるといいますか、平均で作成しているということもございまして、この点をご理解いただきたいと考えています。

今年から、ICT土工を本格的に試行を全面的に行おうということで取組をしています。その関係で、ご指摘のようなことが現場にあるかどうかということで、その実態調査を並行して行うこととしていますので、徐々にではありますが、そういった実態も反映して行きたいということで、取組をさせていただいているところでございます。

### （島根県技士会）

情報化施工のことについてですが、先程説明のありましたご指摘、考えられますとおり、確かに入ってくる土量が少なく非常にリース料が高額になってくるということで、パッケージの施工料ということでございますが、通常の機械でありますと、例えば1,000 m<sup>3</sup>の機械の予定であったが300 m<sup>3</sup>しか一日に入っていないとい



うこととなりますと、締固め機械は当然変えるということをして対応するわけですが、情報化施工を用いますと、どうしても1,000 m<sup>3</sup>の機械にしかついていませんので、変えていくという業者の企業努力というものができなくなってくるということでもあります。

そうしたことを考えまして、こういう工事の施工については、パッケージというところを外して、実施工にある程度併せたもので考えていただければと思いますので、よろしくお願い致します。

## 9 マスコンクリートのひび割れ対策について（鳥取県技士会）

コンクリート施工において、有害なひび割れは、構造条件、施工時期などの要因で発生確率は様々です。ひび割れ対策において、中国地方整備局土木設計マニュアルによると、躯体幅が15m以上になる場合は、誘発目地を設けるのが良いとなっていますが、誘発目地等の設置について15mに固執せず、温度応力解析等の結果に基づき、柔軟に対応していただきたい。

「道路橋示方書・同解説」、「土木工事共通仕様書」に基づき、非線形温度応力解析3次元方法を用いて、セメント水和熱によるひび割れに対する検討等を行い、ひび割れ発生確率を予測し、構造物の特性を考慮した上で、誘発目地の設置を提案し発注者と協議します。

しかしながら、現状ではひび割れ対策として「誘発目地の設置に関する協議」を発議しても、中国地方整備局土木設計マニュアルに基づいた標準的な数量の設置で回答されます。

受注者はひび割れを最小限にくい止めたい、良いものを作ろうという信念から、結局受注者負担にて、解析結果に基づいた誘発目地の設置数を、施工しているのが現状です。

発注者は前述の15mに固執されますが、仮に、受注者の提案どおりに誘発目地を入れなかったため、ひび割れが発生した場合、発注者は如何なる措置を執られるでしょうか。後々問題が生じないように、受注者の意見を真摯に受け止めていただきたいと思います。

### （中国地方整備局回答）

マスコンクリートのひび割れ対策につきましては、ご提案の中にもございますように、道路橋の示方書など技術基準を参考にしての設計マニュアルで、一般的な配置として運用しているところでございます。

抑制対策の検討にあたりましては、構造物の形状寸法ですとか、或いは施工時期であるコンクリートの打設時期、打設高さ、締固め方法、配合、養生など、様々な配慮すべき項目、要因を踏まえて検討する必要があると考えています。

ご指摘の中にもございます協議とその回答の経緯でございますが、発注者の回答の経緯が明確ではないというところはございますが、ひび割れ対策が必要な場合は、提案の中にもございますように協議いただきまして、現場事務所の副所長をトップにした設計変更審査会がございまして、こちらでそういった技術的な面も検討しまして、受発注者の個別協議事項として対応させていただくべき事項だと思いますので、そういう意味で、また現場の方の指導は徹底して参りたいと思います。

よろしくお願い致します。

### (鳥取県技士会)

ひび割れについては、ご指摘のように様々な要因があるということですが、設計変更審査会において協議してくださいということで、土木設計マニュアルによるという、杓子定規ではないという解釈でよろしいのでしょうか。

### (中国地方整備局)

はい。

### (鳥取県技士会)

設計審査会で土木設計マニュアルに基づいてという話だったのですが、いわゆる地整の土木設計マニュアル、これについてボックスカルバートが5m～8mということで大体徹底されているような感じです。15mというのは橋台関係なのですが、こちらの方は目安というような感じで書いてあり、もうそれがマニュアルで決まっているというような受けとめ方をされているのではなかろうかと思えます。

要は、いろいろ検討しなさいという、その文言の方を、前段のそちらの方をまずやっていただきたいと思うのですが。その目安としての方は、小さい字で書かれています。保険の勧誘と一緒にですが。小さい字で書かれている方を大きく言わないで、やはり大きく書いてある方を実態に合うように検討していただきたいと思えます。

従いまして、これに関連して、マニュアルそういうものを、もう少し見直していただきたいと思えます。

### (中国地方整備局)

ご指摘のとおり、十分検討が必要なものにつきましては、先程申し上げたような様々な要因がございますので、きちんと分析して、ひび割れ防止対策として行うべきだろうと思えます。それを協議していただけて行っていたかということになります。現場の担当者がマニュアルを早読みして目安を言うことがあったのかなというようにも想像致しますが、そこはきちんと我々も現場の方に指導を徹底して行きますが、設計変更審査会にご提案いただいて、技術的なご指摘をいただければと思えます。よろしくお願ひ致します。

## 10 積算基準の検討について

### (1) 深層混合処理工法等における事前調査及び室内配合試験の設計計上について (鳥取県技士会)

深層混合処理工法・固結工・安定処理工等における、事前調査及び室内配合試験は、設計強度を確保させる固化材添加量を定める上で重要な試験項目で、その結果は設計に大きく反映される等、特殊な品質管理を要する試験に該当するものと思慮されます。

現在の品質管理に記載され、共通仮設費の率計算に含まれる内容ではなく、特殊な品質管理に要する試験費用として位置づけられるものであり、技術管理費の積上げ分として、設計計上していただきたいと思えます。

## (中国地方整備局回答)

深層混合等の試験の費用計上についてですが、固結工ですとか、或いは安定処理工の配合を定めるための試験の内、品質管理基準に示されているものにつきましては、積算基準書上、一応共通仮設費率に含まれるということになっていますので、このご要望の趣旨は理解できます。

これは本省の方に伝えて参りたいと思います。

## (2) 岩掘削にて発生した岩塊の小割について (鳥取県技士会)

岩掘削で発生した岩塊を、路体盛土材として使用する場合、岩塊 30cm 程度以下の小割作業を検討していただきたいと思います。

工事中、中硬岩の発生が確認された場合、国土交通省土木工事積算基準により、掘削法の選定を行うと、火薬併用リッパ掘削(クローラドリル)となります。

また、岩分類及び適用掘削法の掘削法説明により「ふかし発破後、リッパ装置付ブルドーザによる掘削と押土を行う工法で、掘削補助として大型ブレーカを組み合わせる。」とありますが、岩塊の粒径規定に関する記述は無く、実際に岩掘削された岩塊は 30cm 以上、直径 1.0m 以上のものもあります。路体盛土は 30cm 以下の岩塊規定があり、岩掘削直後の岩塊を盛土材として使用するには、二次破砕にて 30cm 以下に小割する必要があります。是非とも小割の経費を検討していただきたいと思います。

また、盛土の構造によっては、土の三軸圧縮試験を実施する必要があります。土木工事共通仕様書では、材料の項目に記載されていますので、請負業者側で試験を実施することになりますが、工事によっては、発注者が指示し使用する盛土材料が一定でなく、種類が変わる毎に設計条件の数値が確保されるかどうか試験を行う必要があります。所定の構造を構築するに必要な盛土材料を判定するための試験については、技術管理費で積み上げるべきではないでしょうか。

## (中国地方整備局回答)

岩掘削の小割作業につきましては、ご提案の中にございますように、材料の転用を目的にした二次破砕ということをございますので、ご提案の趣旨は十分理解できます。これにつきましても、本省の方に伝えるとともに実態を調査、整理させていただきたいと思います。

もう一点ご指摘いただいた三軸圧縮試験でございますが、これも一応材料ということで、品質管理基準に記載があるということで率に含まれているということになるわけですが、ご提案の中にございますように、発注者が指定する材料が果たして盛土材として使えるかどうかという判断をするための費用ですので、指定する側が本来やるべきということ、つまりその費用は負担すべきではないかというご趣旨だと思います。

これにつきましても、いろいろな現場での状況があると思いますので、実態を調査させていただいて、先程と同様、整理をさせていただければと思いますので、よろしくお願いを致します。

### (鳥取県技士会)

(1), (2)とも本省に上げていただくということで、大変前向きな回答をいただきましてありがとうございます。回答が、いい方向になるように期待したいと思いますので、よろしく申し上げます。

### (議長:島根県技士会)

(1), (2)でございますが、本省に上げていただくことと、また、調査もしていただくということでございます。我々は調査に協力したいと思っていますので、どうぞよろしくお願い致します。

### (3) 仮橋・仮栈橋工の積算について (島根県技士会)

下部工について

仮橋施工においては、1スパン毎に下部上部を築造前進する施工方法が主ですが、段取り替えでの効率低下により機械損料費に差異が生じています。また、実施工では、足場の設置が必要ですので、これらの積算及び歩掛りの見直しをお願いします。

上部工について

仮橋上部工の主桁の横倒れ座屈防止のため横継材を取り付ける場合、取り付け作業に必要な溶接工が計上されていません。

また、近年では上下部ともにボルト接合が主であり、工場加工の後、現場に搬入し組立てますが、実作業に応じた加工・運搬費を計上していただくようお願いいたします。

### (中国地方整備局回答)

仮橋・仮栈橋の積算についてですが、足場工のご指摘につきましては、必要に応じて計上は可能ということになっておりますので、協議をしていただければと思います。

仮橋・仮栈橋工につきましては、今年度、積算と実態の乖離がないかということで、施工形態動向調査を行うということになっておりますので、この中で実態との乖離があれば、そういったところも見直しされるであろうということで、よろしくお願いを致します。

### (島根県技士会)

実態調査をしていただくということで、ありがとうございます。

実施工としましても、例えば、下部工でH鋼を打設するにしましても、13m位のH鋼であれば、積算上は13本ですけど、橋脚の方4本しかなくて、それを打設するのに段取り替えしていくと、大体1日で終わらないというのが実態でございますので、是非とも早い段階での施工形態の調査をよろしくお願い致します。

### (4) 水替工の積算について (山口県技士会)

河川工事等の締切り排水について、作業時排水を常時排水に変更する協議をしていますが、ほとんど



の場合が施工者の企業努力で常時排水を行っています。

地山からの透水量が多い場合、締切り内で作業できるようになるまで約6時間の排水時間を要することもあることや、作業終了後に排水を中止した場合の水位上昇により床堀法面の崩壊が懸念される等の理由により水替えポンプを停止することなく昼夜連続で常時排水することを余儀なくされています。

このような場合、常時排水による設計変更或いは現場条件を加味した見積りによる積算計上を考慮いただきたいと思えます。

#### **(中国地方整備局回答)**

水替えにつきましては、排水作業が本作業に影響を及ぼすというのは、あつてはならないこととございます。この件に関しましても、個別の現場毎に湧水水量ですとか、或いは排水環境とか、条件が異なると考えます。

それらの実態を踏まえまして、現場毎に適切に対応して行きたいということで、指導は徹底致しますので、そういった現場条件については、是非とも監督員の方に協議していただきたいと思えます。よろしくお願ひ致します。

#### **(島根県技士会)**

島根では、常時排水を見てもらっている現場がかなり多いです。

#### **(山口県技士会)**

そのような事例があるということであれば、我々も参考にさせていただきたいと思えます。

#### **(5) 橋梁補修工の積算について (山口県技士会)**

これまで小規模な工事内容が各所に点在する維持補修工事の積算については、一定の距離で点在する場合は1箇所毎に諸経費を積算する、小規模施工の新しい歩掛りを採用する等の改定がなされてきましたことに感謝申し上げます。

しかしながら、橋梁補修工における切削オーバーレイの施工単価は、通常工事の積算と変わらず、施工面積が極端に少なくても切削機・舗装機械等を常用単価で契約せざるを得ません。

重要構造物であり施工面積が少なく施工難度の高い橋梁補修工については、積算にあたって施工歩掛見積を採用する等のご検討をお願いします。

#### **(中国地方整備局回答)**

橋梁補修の積算で、非常に舗装の効率が悪いということとございますが、これにつきまして、当初見込んでいます施工機械が、例えば現場で明らかに適用できませんとか、或いは切削オーバーレイが同日にできないといったような、当初の条件明示した内容と現場が異なるという場合には、当然設計変更の対象にはな

ります。

ご指摘のような非常に極端な例で積算条件に合わないような場合は見積によることもできますので、これもやはり現場毎に協議を監督員と行っていただければと思います。

#### (山口県技士会)

橋梁補修工について若干補足をさせていただけたらと思いますが、どうしても橋によってそれぞれ個体差があります。斜角がついている事例では、切削機を持ってきて施工すると、切削を残さなければならない部分が結構出てきます。

そうすると、そこは必ず別途再施工となります。その部分の歩掛は全く別のものになるということで、ご協議させていただいてよいという考え方でよろしいでしょうか。

#### (中国地方整備局)

よろしいです。

#### (山口県技士会)

現場の方にお伝えいただいて、前向きに検討させていただけたらと思います。ありがとうございます。

議長は、全体を通して質問・意見はないか、尋ねた。

#### (山口県技士会)

三者協議について、一言お話しさせていただきます。

発注者のご指示によりいろいろと施工計画を書いて提出し、ご検討いただきます。この内容についてコンサルさんで検討され、この方法ではだめですという返事をいただくというケースがよくあります。

その協議を再三行いますと、1ヶ月以上時間を要するケースが間々ございまして、極端な事例では、コンサルさんが全部だめだと言われるので、受注者に対しできるものを出しなさいということになり、それができやうと三者協議になるというようなケースもございます。

具体的に言いますと、橋梁の主桁の沓座の取り替えの工事の時の仮設物ですが、借り受けをするためのアンカーをアバットに打って沓座に横抱きするような設計を、アバットにせん断ひび割れがしっかり入っているのにされている。これは、できませんよと協議しますと、貴社が受注したのですからできるように計画しなさいと指示されまして、上載荷重をかけられないから設計のままではできないということで、新しい提案、最終的には工法を丸々変えさせていただき、その提案をご確認いただき施工させていただいたというケースもございます。

時間がかかると思いましたら我々の方からできるだけ早く三者会議をご提案させていただいて、早目に会議を開催していただけたら大変幸せです。よろしくお願ひ申し上げます。

### (中国地方整備局)

今お話をされたとおりでして、特に、橋梁補修工事は、コンサルが詳細設計する際に足場まで組んで詳細に中まで入って行って見切れない部分がどうしてもございまして、工事発注の際にどうしてもそのような不確定部分があるということで、施工に入られてからしばらく技術者を張りつけてお待ちいただくとか、コンサルが足場を組んでから、もう一度中に入って調べてみるとか、そんなことが課題としてございますので、そのあたりがうまくいく契約形態というか、方法がないかなということで本省も問題意識持っており検討しています。

ご指摘いただいたようなところはございます。整備局としても認識をしまして、何とかしなければと思っていますので、よろしくお願い致します。

### (全国技士会連合会)

今の場合、施工業者からコンサルタントに問い合わせ、コンサルタントが施工業者に来る、三者協議なので発注者の方に同じ情報が行っていればもう少し早くなるということになるのではないかと思います、それが三者協議の精神なのだと思います。コンサルタントと施工業者でやり取りしていると時間がかかって、責任の押しつけ合いみたいな部分もあると思うので、その情報が同時に発注者に行けば、もう少し短縮されるのではないかと思います。実態がよくわかりませんが、それが三者協議の精神ではないかなと思います。

### (山口県技士会)

例えば、施工手順を変えることによって図面どおりにできる場合もあれば、図面どおり施工すると体力不足になってこれ危ないよというケースも結構出てきますので、コンサルさんにご提案いただくわけですが、たまたまコンサルの方を知っていたものですから相談し、担当者と我々が打合せ、このようなことはできるよということで、それでは来週の会議で打ち合わせましょう、となった事例もございます。それで三者協議をして1ヶ月経ってしまいましたが、それで仕事ができるようになったというような事例もございます。

そういう意味で、是非ご検討いただけたらと思います。よろしくお願い致します。

### (鳥取県技士会)

これは提案ではありませんが、鳥取の国土交通省さんの各出張所があるわけですが、各県の国交省さんの体制はどうかわかりませんが、鳥取河川国道事務所、出張所の現場の担当係長さんが出張所を2箇所かけ持ちしておられます。

1週間こちらの出張所、またその半分はあちらの出張所といったような関係で、担当係長さんがそういった勤務体制になっています。それで、丸山局長さんも冒頭の挨拶で、災害が多く発生しているといったようなことを言われましたけれど、合理化対策のためにもそういった勤務体制にしておられるのではと思いますけれども、現場を施工している立場では別に支障はないのですが、今の日本、豪雨だとか地震だとか、頻繁に災害が発生していて、どういった状態になる、緊急時の対応といえますか、現場で何かあった場合、担当係長さんがおられなければ緊急時の対応という場合も、現場の担当者としても困るのではないかという思

いもあります。

異常気象によって、いろんな災害も発生しています。今後そういった勤務体制を続けられるのかどうか、その辺の考え方も少しお聞かせ願えれば、大変ありがたいと思います。

#### (中国地方整備局)

鳥取の出張所の件かどうかわかりませんが、現在、整備局も人員削減の問題もありますが、一時期採用を絞った時期がございまして、現在、出張所の係長、事務所の若い係長クラスの人がない時期でござい  
ます。

また、最近40～50名採用していますが、多分数人とか、そのような時期が結構ありましたが、ちょうど出張所の係長の年代が今一番少ない時期です。

多分、今言われた話は、それでは困るものですから、事務所の係長クラスを逆に出張所に併任をかけて仕事を廻してまわしているのですが、多分それが2箇所位併任になっている状況と思います。

ただ、出張所が一番現場で大事なところでございまして、出張所の係長は最低限、今後は確保して行きたいという希望は持っていますが、人員構成と申しますか年齢構成の問題がありますが、しっかりと出張所の現場の体制を確保して行きたいと考えています。

#### (鳥取県技士会)

ありがとうございます。

異常気象によっては現場災害が起きる、想定もつかない、そういったものをまざまざ日本中見ているので、最初お話をさせていただいたように、現場からすれば携帯電話も通じますし、対応もしていただいていますし、不合理なところはないわけですが、いざ緊急といったような時の対応、たちまち対処方法を立てる担当係長さんがおられなければ困るのではないかという思いがありまして、少しお話をさせていただきました。失礼しました。



## 2-1 各県行政当局への要望

### 1 設計業務の精度向上について（島根県技士会）

発注時に現況地盤の支持力不足がわかっている場合においても、その対策工法が検討されていないため、受注者がその検討を強いられるケースが多々あります。

調査・設計業務時点でこれらの対策工法を提案し、当初設計に反映できるよう、コンサルタントの指導を含め対応をよろしく願います。

#### （島根県土木部回答）

設計業務の精度向上についてお答え致します。

島根県では、平成 24 年に「設計業務における成果品質の確保に関する取組について」を、関係機関、測量設計業協会等へ通知して、設計成果の品質の確保に向けた取組を実施しているところでございます。

この中で、毎年度、工事設計図書における設計不備等の事例調査を行って、建設業協会、測量設計業協会、県技術管理課の三者による合同検討会を開催し、設計不備の再発防止に取り組んでいます。設計業務の精度向上について合同検討会の場で測量設計業協会へ要請するなど、建設コンサルタント会社の指導に努めて参ります。

また、設計図書の照査により設計不備等が発見された時は、契約約款の規定によりまして監督職員に通知し、確認請求を行っていただきたいと思ひます。

なお、設計書の作成、或いは変更にあたっては、適切なものになるよう継続して職員の指導徹底に努めて行きたいと思ひます。

#### （島根県技士会）

回答いただきまして、ありがとうございました。

島根県さんとはいつもこういう意見交換会、今年度8月の後半にも予定しています。こういうことが出ているということは、常に対応していただいておりますが、設計図書の不備であるとか、コンサルタントさんが設計されたものが現場に合っていないという事例がまだまだ起きているということですので、先程のご回答のとおり、更なる指導をよろしく願ひしたいと思ひます。

### 2 岡山県建設工事に係る成績評定要領等の改定について（岡山県技士会）

岡山県では、平成 28 年 1 月 1 日から工事成績評定要領の見直しを行い、「各評価事項の段階数やその判定の目安を国と同じにします。」とQ&Aで言うておられますが、工事成績評定結果を見ると随分バラツキがあるように見えます。

例えば、請負金が五百万円の工事と数億円の工事と同じ評価ではおかしいと思ひます。工種が多い、工事期間が長い、市街地の工事、夜間工事など工事の規模や難易度等により加点評価を願ひしたいと思ひます。

### (岡山県土木部回答)

成績評定に随分バラツキがあるというご指摘でございますが、要望の中にもありましたように、岡山県では、今年1月から、ようやく国の要領に準じた成績評定要領に改正して、順次通知をしているところでございます。

岡山県では、長年、県独自の成績評定の運用をしていましたが、工事成績の共有化、利活用を図ることから、重い腰を上げてやっとならに追いついたというところでございます。

実施に当たりましては、その前の数年間に試行や研修を繰り返していき、また、毎月どのような成績評定をしたのかを各事務所で共有しながら運用の統一化を図り、年3回～4回の検査職員会議でも常にこの議題を討議しているというところでございますが、バラツキがあるように見えるというご指摘はしっかり踏まえ、工事の規模や難易度などによります加点評価、そのあたりが適正なものとなるよう、今後とも努めて参りたいと思っております。

### (岡山県技士会)

この会において岡山県さんにずっと要望していましたものが、今年から変わったということで、ありがとうございました。しかし、成績をつける中身というものがこちら側ではわからないのですが、国交省さんと一緒に工事特性とか難易度とか、そういうものの加点というものがあれば、金額とか難易工事によって点数差がつくのではないかと考えていますので、今後とも国交省さんの成績評定の勉強会をよろしくお願い致します。

## 3 岡山県の入札制度における配置予定技術者(主任技術者又は監理技術者)の配置について

### (岡山県技士会)

監理技術者制度運用マニュアルにおいては、「請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間は工事現場への専任は要しない。ただし、発注者と建設業者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。」とされています。

国土交通省中国地方整備局では「現在従事している工事の従事役職が主任技術者又は監理技術者の場合で本工事と重複する期間が生じる可能性がある場合は、現場施工に着手する時点(契約締結日から30日以内)で他工事が完成しており該当工事に専任できること。」とされており、岡山県におかれましても、国土交通省中国地方整備局と同様に、契約締結日から30日以内に主任技術者又は監理技術者を工事に専任できるようにしていただきたいと思っております。

### (岡山県土木部回答)

入札・契約制度における配置予定技術者のお話は、マニュアルにあります契約制度での取り扱いと入札審査における取り扱いの不整合の話かと思われます。

岡山県では、確実な技術者の配置によって工事契約の確実性を担保するという観点から、現在、国とは

違う運用になっていますが、ここも2年前に少し緩和をしまして、配置予定技術者は3名まで申請可能で、重複申請可能、申請後の取り下げもできるという中で、工事契約の前日までに体をあけていただく、或いは金額の大きい総合評価につきましては、開札日の前日までに体をあけていただくという形で運用しています。契約制度の方とは、差が生じているというところでありまして、中国地整さんの方で運用されていますように、マニュアルに沿った形での更なる緩和ということにつきましては、国や他県の状況を見ながら適切に見直しをして参りたいと考えています。

#### (岡山県技士会)

今の土木建設業界において問題になっています人員不足ということでございますので、会社が何でつぶれるかという、今の段階では仕事がないからつぶれるということではないのです。もう人がいないから仕事が取れない、もう回らない、それによって発注者さんに対して非常にご迷惑かけるというようなことがありますので、有効な人員の切り回しということで、これをお願いしている次第でございます。

#### 4 4週8休を目指した休日の拡大について (岡山県技士会)

担い手確保育成にもつながる労働環境改善の取り組みの一つとして、4週8休の休暇体制が可能な形での工事の発注をお願いしたいと思います。

週休2日制にならない理由として、受注者に責任のない工程の遅れを取り戻す必要があったり、発注者からの工期短縮への要望があるのが現状です。完全週休2日制の達成現場に対する工事成績評定での加点や違反現場へのペナルティーなど週休2日制を実施できるような対策を考慮していただきたいと思えます。

#### (岡山県土木部回答)

4週8休を目指した休日の拡大ということで、こうした工事を設定していくことにつきましては、当県としましても建設業の担い手確保育成、それから適正工期の確保、猶予期間の設定、平準化、そういった観点から非常に重要な取組と考えています。

県内の議論としましては、最初、日給月給の職員さんは土曜日には休まないのではないかとこのところから議論をスタートさせましたが、若手や女性の方の価値観は多様ではないか、ということは4週8休工事を設定して選択肢の一つとするというニーズも非常に大きいものがあるところまで議論をしています。

こうしたことから、国や他県でモデル工事として実施されている状況を見ながら、岡山県でもこうした4週8休工事をモデル的に少しでも設定していくような方向で検討して参りたいと考えています。

また、話の中にありました、こうした工事を実施するにあたりましては、成績評定で加点するとか、逆に違反現場としてペナルティーを科すといった制度設計もきちん行って参りたいと考えています。

## (岡山県技士会)

4週8休ということで、これは若手職員、それから現在従事している人に対して、どうも建設業界が魅力がない、一つはもう将来が見通せないということもありますが、結局休みがない、書類の対応で夜間での仕事が長くなるとかいうことでして、職員に対して非常にストレスがかかっています。他社はわかりませんが、要するに職員のストレスチェックをしないと、どうも正常な段階でなくなるというようなことも近来起こっていますので、やはり有効な休日を与えるということでは、4週8休を進めて行かないと土木の業界にはもう人が来ないという、非常に危機的な状況になってきていますので、これは県さんにあるのですが国交省さんに対してもお願いしたいということでございます。

## 5 総合評価制度における低入札対策について (広島県技士会)

建設技能労働者の高齢化は著しく、担い手の確保が重要課題となっており、魅力ある建設業とするため、賃金水準の向上、社会保険加入の促進、休日の拡大などの取り組みが行われています。

このような中で、公共工事設計労務単価の4年連続の引き上げなど、抜本的な取り組みをしていただき、各社においても賃金アップの取り組みも始まっています。

しかしながら、他産業に比して建設業の賃金水準は依然として大きく遅れているのが現状です。

このため、賃金の改善に資する適切な利潤が確保できるよう、総額失格基準を適正な価格で設定していただくようお願いします。

また、総合評価制度の入札において低入札が頻発しています。総合評価の加点項目の中に、国交省と同様に施工体制評価点を採用していただき、低入札となった場合その点数を減じる等の処置を講じていただき、低入札の発生が少しでも減少するようご検討くださるようお願いいたします。

## (広島県土木建築局回答)

ご承知のように、本県の総額失格基準は、応札者の方の入札価格を基に算出した市場性が反映された失格基準としているところでございます。

また、今年6月から、その失格基準を適用する上限価格というのがあったのですがそれも廃止しまして、低入調査価格の調査基準価格を下回れば総額失格基準も適用することとしたところでございます。6月からですので、この応札状況がまだ数も少ないということもあって、この改正がどうなるかというのはもう少しデータを分析する必要があるかと思えます。

また、ご指摘のように総合評価の入札で、通常の一般競争よりも低入による応札の割合が高目になっていたところでございまして、これも今年度の制度の改正で、技術力の高い企業を適切に反映できるよう、総合評価の加算点の換算値の見直し、換算値を上げまして、そういう改正を行ったところでございます。一定の価格未滿、つまり低入価格を一律に排除するという事は、各社固有の技術を反映する上で必ずしも望ましくない場合があって、これに繋がると思われる施工体制確認型の導入は、慎重な検討が必要であると本県では考えているところでございます。

## 6 予定価格について（広島県技士会）

予定価格については、改正品確法に基づく運用指針により原則として事後公表とされているところであり、建設業者の技術力向上のためにも事後公表が必要なものと考えています。

広島県におかれましては、5億円以下の工事については事前公表されていることから、昨年度も事後公表について要望したところです。

つきましては、最近の応札状況等を踏まえて、予定価格事後公表の適応範囲を拡大して、適正な積算による競争を促進していただくようお願いします。

### （広島県土木建築局回答）

いつも申し上げているところでございますが、本県の考え方、予定価格というのは、あくまで標準的な施工方法による積算基準に基づく設計で算出した契約の上限を定めたものということと、資材価格、基準見積り等の、過去全部提示してオープンにして、予定価格の公表によって高い透明性の確保が図られるということの2つの理由によって、5億円以下については事前公表としているところでございます。

一方で、事前公表は適切な積算を行わずに応札した者が受注することなどで、適正な競争を損ねるといふ課題があるともされていますので、工事内訳書の内容の確認でございますとか、下請予定者との見積りの確認でございますとか、総合評価の対象の範囲の拡大でございますとか、そういうことを行うことによって事前公表の課題の解消を図っていて、現時点においては、事前公表をやめるというような弊害は生じていないと考えています。

しかしながら、5億円以上にしている部分の拡大につきましては、品確法の運用指針に沿ってもう少し応札状況、5億以上自体があまり件数も少ないこともありますし、26年6月から施行しているということもございますので、このような状況を注視しつつ、今後、事後公表については検討して参りたいと考えています。

## 7 配置技術者の取り扱いについて（広島県技士会）

一般競争入札（事前審査型）WTOの配置技術者の取り扱いにおいて、現行では開札日までに配置可能な状態の技術者での参加が義務付けられていますが、事後審査と同様に契約日時時点で配置可能な技術者で参加できるようにしていただきたい。

また、入札から落札決定までの期間が約1ヶ月を要する場合があります、その期間は配置予定技術者が拘束されます。限られた人員の中で入札参加機会を増やすため、落札決定までに他工事を落札した場合には、国土交通省と同様に申し出による取り下げを認めていただくようお願いします。

国土交通省の入札制度では、入札書の提出後から落札者決定の前までの間において、他の工事を落札した事により配置技術者を配置出来なくなった場合は、申請書の取り下げが可能となっています。

### （広島県土木建築局回答）

WTO案件の配置予定技術者ですが、WTO案件では、県の入札に初めて入札される方も考えられます

し、開札後に資格要件でありますとか技術要件がないなどのことも想定されます。この混乱を避けるために事前審査として、技術者の方については、手持ちの工事が完了することを確実に確認するため事前審査としています。

なおかつ、従事中の工事が開札日の前日までに完成検査が行えることを条件として、手戻りのない状態で入札を行っているところが実態でございます。

なお、WTO案件は議会承認が必要な工事でありまして期間を要するため、入札日程を決める際には技術者の拘束期間の短縮に極力努めていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

他工事の落札時の辞退でございますけれども、一つの工事を落札した場合に、他に応募した工事を辞退できるようにすることについては、地方自治法において入札申し込みの撤回は原則として認められないということに加えまして、開札後の入札事務に支障が生じるなどデメリットの方が大きいと考えています。このため、本県では入札の取り下げは認めていないということでございます。これも技術者の拘束期間の短縮については、審査に要する時間の短縮に向けた制度改善を行うことにより、応札の機会の確保を図ることに重点的に取り組んで参りたいと考えています。

#### **(広島県技士会)議題5, 6, 7**

いろいろとお願いをしているところでありまして、予定価格につきましても、昨年もおかしいところではございますけど、今後におきまして、実態が少ないだとか、そういうところでございます。調査していただいて、私共の意見を反映していただければと思います。

低入調査におきましては、先程の岡山県さんの話でもございましたように、4週8休の確保、担い手の確保等いろんな問題が山積しているような状況の中で、やはり利益を上げる必要があります。失格基準がありませんと、どうしても業者と致しましては、受注優先の方に走っていく、その場合には金額を下げるというようなところにもなりますので、そのあたりもご理解いただければと思います。

配置技術者の取り扱いにつきましては、先程の岡山県さんの質問内容と同じでございまして、なかなか配置技術者が不足しているというあたりもございまして、今後において、ご検討をいただければと思います。

**議長は、その他発言はないか確認した上で、各県行政当局から技士会にご指導の意見をいただきたい旨尋ね、鳥取県県土整備部及び山口県土木建築部から次の意見をいただいた。**

#### **(鳥取県県土整備部)**

各県より皆様にご回答申し上げた部分については、特に意見はございません。

鳥取県におきましては、地方の事務所単位、それから地区単位で技士会様とはいろいろ意見交換をさせていただいています。

地域におけるいろんな問題というのもございますので、その辺は引き続き、しっかり連携しご意見をいただきながら対応して参りたいと考えていますので、よろしくお願い致します。

**(山口県土木建築部)**

私共の県においても、技士会の皆様とは常日頃から意見交換をさせていただくこととしています。私共業界にとりまして、技士会の皆さんには、現場の中核として最前線で働いていただいております、なくてはならない存在です。

社会資本整備の重点が、老朽化対策など維持管理にシフトして行く、もちろん新規の整備事業も多くございますが、今後、人口減少・少子高齢化という社会に移って行く中で、こういった業界の中核をなす技士会の皆様に頑張ってもらいたいということが必要であると思っていますので、これからも常に意見交換を行いながら、前向きに進んでいきたいと考えています。